平成２６年（フ）第１３５９号
愛知県春日井市上条町７丁目132番地
債務者　鮫島　弘継
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３２号
名古屋市中川区花池町２丁目２番地　フラットレット藤105号室
債務者　板倉　功子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４号
山口県防府市大字新田1590番地　トリアノンジュネ105号、前住所山口県山陽小野田市中川３丁目９番12号
債務者　中林　孝史
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
山口県防府市車塚町２番10号　周防ビル302号
債務者　上田　正人
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０５号
千葉県柏市旭町４丁目７番５―202号
債務者　加藤まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７０号
山口県宇部市大字船木465番地２
債務者　米田　史子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５０３号
宮城県岩沼市末広２丁目９番18号
債務者　菅原　淳二
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０７号
仙台市若林区沖野２丁目28番59号　アイパルズＢ―201
債務者　小原史知雅
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０９号
仙台市泉区七北田字白水沢71番地の２　ニューパセオ泉中央105、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字古館83番地の２　ルミエール館202
債務者　長田　友理
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
茨城県小美玉市小川216番地８　上池コーポ１棟101号
債務者　茅根　大志
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
茨城県北茨城市関本町富士ケ丘1524番地１
債務者　赤津　賢司
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６３号
茨城県北茨城市関本町富士ケ丘1524番地１
債務者　赤津　真弓
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第７４号
茨城県日立市南高野町３丁目16番５―103号
債務者　重松チサ子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４１８号
千葉市若葉区千城台東１丁目26番３棟305号
債務者　大城　義男
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５９１号
千葉市中央区祐光１丁目４番18号　グリーンハイツ105号
債務者　小俣　成生
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１２号
千葉県市原市牛久534番地１　串田ハイツ16号202号室
債務者　木村　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３６号
千葉県浦安市富士見５丁目10番32号　メゾン・ドモ209
債務者　小木曽由実
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係